

高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、県内製材工場等に必要の原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第1に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 別表第1の事業区分のうち1、2、4及び5については、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。

（補助対象経費、補助率等）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第3に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式の1又は別記第1号様式の2によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち1、2、4及び5については、別記第1号様式の1、別表第1の事業区分のうち3については、別記第1号様式の2によるものとし、所長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- （2） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を整備保管しなければならない。
- （4） 別表第1の事業区分のうち1及び3の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事

業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあつては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあつては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

- (5) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守するとともに、その行為態様や社会的影響を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならないこと。
 - (10) 補助金の交付を申請するに当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。また、補助事業者は、補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。
 - (11) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
 - (12) 別表第1の事業区分のうち1から3までの補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式の1別紙1-1-4又は1-1-5による「誓約書兼同意書」を添付しなければならない。
- 2 補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業者又は事業主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(変更等の手続)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式の1又は別記第2号様式の2による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち1、2、4及び5については、別記第2号様式の1、別表第1の事業区分のうち3については、別記第2号様式の2を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 工種又は施設区分の追加及び廃止

(遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第3号様式による遂行状況報告書を、所長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を、所長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式の1又は別記第5号様式の2によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の事業区分のうち1、2、4及び5については、別記第5号様式の1、別表第1の事業区分のうち3については、別記第5号様式の2を所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、所長に報告しなければならない。

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式により、所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

4 前項の規定による報告は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の5月末日までに報告しなければならない。

(補助金の交付の決定前の着手)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表第1の事業区分のうち1、2、4又は5について、第4条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定の前に補助事業に着手する必要がある場合であって、当該事由を具体的に明記した別記第

7号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(繰越しの承認の申請)

第11条 別表第1の事業区分のうち1、4及び5の補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の規定により提出する書類のうち、複数の事業者により構成された連合会等の団体であって、県内で広域的に活動するものが行う事業については、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定された事業については、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるのは、「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

1 この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第9条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条－第11条関係）

事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者
1 高性能林業機械の導入	選定経営体の高性能林業機械等導入に対する支援	市町村、森林整備法人等、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「選定経営体」という。）及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）で、県内に事業所を有する法人であるもの	市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）
2 林業機械のリース	選定経営体が、5カ年のリース契約により高性能林業機械等を導入するための支援	市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び特認団体に限る。）	市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）
3 新規参集者への導入等支援	林業への新規参入者の高性能林業機械等導入に対する支援	選定経営体のうち、事業実施年度までの直近3年以内に素材生産、木材伐出、育林、造林を実施するために立ち上げ登記した法人又は新たに素材生産、木材伐出、育林、造林を実施する体制を整備し登記を変更した法人で、県内に事業所を有する法人であるもの	
4 附帯事務費	事業区分1の実施について、補助事業者である市町村の指導監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要するもの		市町村
5 附帯事業費	事業区分1の施設整備に必要な調査活動、技術の習得活動等	市町村、森林整備法人等、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「選定経営体」という。）及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）で、県内に事業所を有する法人であるもの	市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）

別表第2（第2条、第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	工種又は施設区分	呼称単位		補 助 率
			A	B	
1 高性能林業機械の導入	高性能林業機械等導入に要する経費とし、対象となる施設は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	高性能林業機械等※ ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他 広域利用林業機械 上記に同じ 単独・広域併用機械 上記に同じ	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 ㎡ 一	2分の1以内
1. 高性能林業機械等の導入に関する留意事項について (1) 補助金については、事業区分間で流用してはならないものとする。 (2) 受益者戸数が5戸以上であること。 (3) 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 (4) 1事業費は、おおむね500万円以上とする。 (5) 受益範囲において、素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。 (6) 3,000m3/年以上の素材生産実績を有すること又は導入翌年度までに3,000m3/年以上の素材生産量を達成できること。 (7) 協定等により出荷先が確保されていること。 (8) 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 (9) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金のうち、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業を活用する場合は、スギ人工林伐採重点区域の市町村で施業を計画しているとともに、素材生産量の過半がスギであること。 (10) 事業実施主体は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 (11) 事業実施主体は、地域の原木安定供給対策の協議会等に参画又はこれらの協議会等に参画しているものと連携して、素材生産を行うものであること。 ただし、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金を活用する場合に限る。 (12) 事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。 ただし、広域利用林業機械又は単独・広域併用機械については貸付先が上記要件を満たしていること。 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合においては、この限りではない。 (13) 補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。 ただし、次のアからオまで（素材生産量の現状値が10,000m³/年末満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が3台未満である場合は次のイからオまで）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。 ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。 ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能でやむを得ない事情により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができる。 イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備高性能林業機械等における直近の実施事業の実績又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。 ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。 エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること又は黒字になることが確実であること。 オ 資金の調達が確実であること。 (14) 事業実施主体は、労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。 ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施すること。 ・県等が実施する、林業の多様な担い手のための取組の活用に努めること。 (15) その他、詳細に関しては国庫補助事業の運用に定める基準を満たすこと。					

2 林業機械のリース	林業機械のリースに係る経費のうち、リース対象物件の取得に要する経費から残存価格がある場合は残存価格を引いたものとし、対象となる施設は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	高性能林業機械等※ ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 その他 広域利用林業機械 上記と同じ 単独・広域併用機械 上記と同じ		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 ー	2分の1以内
2. 林業機械のリースに関する留意事項について (1) 補助金については、事業区分間で流用してはならないものとする。 (2) 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 (3) 事業計画が、県の「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」に照らし適切なものであること。 (4) リース期間満了までにおおむね3,000m³/年以上の素材生産を行うことが計画されておりその達成が見込まれること。 (5) リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。 (6) リース料の水準その他リースの条件が妥当なものであり、リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース事業者への返還又は廃棄されるものであること。 (7) リース契約に、リース対象物件の取得価格及び残存価格（消費税及び地方消費税を除く。）を明記すること。 (8) リース契約に機械の導入年度に補助金がリース事業者に支払われる旨明記されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。 (9) 補助金を受領した場合、遅延無くリース事業者に補助金相当額を支払うこと。また、支払いが完了したときは、速やかに領収書の写し等の証拠書類を所長に提出すること。 (10) 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 (11) その他、詳細に関しては国庫補助事業の運用に定める基準を満たすこと。 (12) 事業実施主体は、合法木材供給事業者認定一覧表に記載されていること。 (13) 事業実施主体は、地域の原木安定供給対策の協議会等に参画又はこれらの協議会等に参画しているものと連携して、素材生産を行うものであること。 (14) 県は、事業実施主体からリース物件の貸付期間中、達成状況報告により当該機械の利用状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由なく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。 ア リース契約を解約又は解除したとき。 イ 事業実施主体が経営を中止したとき。 ウ 貸付期間中に借り受けた機械が滅失したとき。 エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。 オ リース契約の内容に定められた契約内容に合致しないことが明らかになったとき。 カ 報告を怠ったとき。 キ 森林関係法令の違反等不適切な行為を行ったとき。 (15) 労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。 ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施すること。 ・県等が実施する、林業の多様な担い手のための取組の活用を努めること。					

事業区分	補助対象経費	工種又は施設区分	呼称単位		補 助 率
			A	B	
3 新規参入者への導入等支援	高性能林業機械等導入に要する経費とし、対象となる施設は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	高性能林業機械等※ ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 その他		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 ー	3分の1以内
3. 新規参入者への導入等支援の留意事項について (1) 補助金については、事業区分間で流用してはならないものとする。 (2) 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 (3) 林業機械については、原則中古のものとし、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 (4) 補助事業により生産される原木は、加工事業者等(自社加工含む。)にその半数以上を供給しなければならない。 なお、対象樹種には広葉樹を含む(ただし、木炭用・椎茸栽培用は含まない。) (5) 事業実施主体は、労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。 ・現場作業職員の常用化等の雇用管理の改善に努めるとともに、導入年度の翌年から5カ年以内に現場作業職員を新たに雇用するよう努めること。 ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施すること。 ・県等が実施する、林業の多様な担い手のための取組の活用を努めること。					
4 附帯事務費	事業区分1の実施について、指導監督等に要する経費とし、対象となる内容は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	人件費、賃金、謝金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費(耐用年数が事業実施期間を超える場合は、補助対象外) 1の補助対象経費の1,000分の4以内		式	2分の1以内
5 附帯事業費	事業区分1の施設整備に必要な調査活動、技術の習得活動等に要する経費とし、対象となる内容は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品、資機材購入費、原材料費、構築物建設費 事業区分1の補助対象経費の10分の1以内とする。		式	2分の1以内
4. 附帯事務費、附帯事業費に関する留意事項について (1) 補助金については、事業区分間で流用してはならないものとする。 (2) 事業区分1を実施する市町村等に限る。 (3) 附帯事業費については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策対策補助金等を活用する場合に限る。 (注) 補助金額については、事業費に「補助率」欄に定める単価等を適用して算出するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。					

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者 氏 名
生年月日
(市町村以外の補助事業者にあつては、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。)

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付申請書
(※別表第1の事業区分1・2・4・5を記入)

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

単位:円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業区分」欄は、別表第1の事業区分を記入してください。
2 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合はリース事業費の総額（消費税額を含めた額）としてください。
3 「補助対象経費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合、リース事業費のうちリース対象物件の取得に要する経費から残存価額を引いたものを記入してください。
4 「摘要」欄は、消費税等補助対象外事業費を記入してください。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		受益 戸数	備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日		
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 「事業主体」毎に集計してください。
- 2 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄及び「受益戸数」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
- 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格、建物の構造等について記入してください。なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「一」で表示されている物については、別紙1-1-1を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
- 5 事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けた場合は「公庫資金」欄に記入のうえ、別紙1-1-2を添付してください。
- 6 「受益者戸数」欄は、事業計画書の受益者戸数を記入してください。
- 7 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙1-1-3を提出してください。
- 8 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

補助事業者

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(市町村の継足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- (4) 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合に限り、別紙1-1-3を添えてください。
- (5) 税外未収金債務等に係る誓約書兼同意書(別紙1-1-4又は1-1-5)
- (6) 県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人認書類の写し(※2)、納付義務がない場合は本人からの申立書。
- (7) 令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知にある農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向け又は事業者団体向けチェックシート
- (8) 環境負荷低減チェックシート(別紙1-1-6又は1-1-7)

※1: 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(注) 事業完了予定日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

別紙 1－1－1

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
3 担保施設の概要 (1) 名称 (施設名) (2) 所在地 (3) 構造、規模等 (4) 総事業費及び負担区分	
4 借入れの概要 (1) 借入先 (2) 制度融資名 (3) 資金区分 (4) 借入額 (5) 償還期間 (6) 債務保証	
5 その他参考となる事項 (1) 償還予定表 (2) 利用する制度融資のパンフレット等	

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合 計									

(注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。

2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。

3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。

5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。

6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。

2 私は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

(代表者) 職・氏名 (自署)

*自署の場合は押印不要

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
- 2 私は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供することに同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

（代表者） 職・氏名（自署）

*自署の場合は押印不要

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1)適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合(該当しない ☐)
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2)適正な防除 ※ 農薬を使用する場合(該当しない ☐)
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3)エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない ☐)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	チェック	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない ☐)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

年 月 日

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者 氏 名
生年月日

（市町村以外の補助事業者にあつては、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。）

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付申請書
（ 新規参入者への導入等支援 ）

高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を
交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業内容及び経費の配分（別紙1－2－1のとおり）
- 3 収支計画書（別紙1－2－2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日

1 事業の内容及び経費の配分

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分機	構造規格 又は規模	事業量	事業費 (消費税込み)	補助対象経費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
新規参入者への 導入等支援													
合 計													

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
- 2 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙1－2－3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 3 「市町村費」欄は、市町村から別途補助金等の交付がある場合に記入してください。
- 4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙1－2－4を提出してください。
- 6 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

収 支 計 画 書

1 収 入 「略」

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

2 支 出 「略」

単位:円

事業区分	予 算 額	備 考
計		

3 添付資料

- (1) 事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (2) 見積書、実施設計書、確約書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- (3) 税外未収金債務等に係る誓約書兼同意書(別紙1-2-5)
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)、納付義務がない場合は本人からの申立書。

※1: 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙 1－2－3

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合 計									

(注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。

2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。

3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。

5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。

6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
- 2 私は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

(代表者) 職・氏名 (自署)

*自署の場合は押印不要

第 年 月 日 号

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名
(市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください。)

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金変更等承認申請書
(※別表第1の事業区分1・2・4・5を記入)

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容及び経費の配分総括表 単位：円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合はリース事業費の総額（消費税額を含めた額）としてください。
2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合は、リース事業費のうち、リース対象物件の取得に要する経費から残存価格を引いたものとしてください。
3 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。
4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		受益 戸数	備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日		
	計														
	計														
合 計															

- (注)
- 1 「事業主体」毎に集計してください。

2 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄及び「受益戸数」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。

3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格、建物の構造等について記入してください。
なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙2－1－1を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。

4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。

5 事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けた場合は「公庫資金」欄に記入してください。なお、申請時から変更があった場合は別紙2－1－2を添付してください。

6 「受益者戸数」欄は、事業計画書の受益者戸数を記入してください。

7 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2－1－3を提出してください。

8 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

9 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後の内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

変更箇所について、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。)

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

補助事業者

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(変更により新たに市町村の継ぎ足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 変更見積書、設計書、図面等(変更内容の分るもの)

(注)

- 1 事業完了予定日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
3 担保施設の概要 (1) 名称 (施設名) (2) 所在地 (3) 構造、規模等 (4) 総事業費及び負担区分	
4 借入れの概要 (1) 借入先 (2) 制度融資名 (3) 資金区分 (4) 借入額 (5) 償還期間 (6) 債務保証	
5 その他参考となる事項 (1) 償還予定表 (2) 利用する制度融資のパンフレット等	

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者名 氏 名

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金変更等承認申請書
（ 新規参入者への導入等支援 ）

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更等の理由

2 補助金交付申請累計額 金 円
（ 今回増減額 金 円 ）

3 変更等計画書（別紙2－2－1のとおり）

4 収支変更等計画書（別紙2－2－2のとおり）

5 変更後の事業完了予定年月日 年 月 日

1 事業の内容及び経費の配分

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込み)	補助対象経費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
新規参入者への 導入等支援													
合 計													

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
- 2 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙2－2－3を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 3 「市町村費」欄は、市町村から別途補助金等の交付がある場合に記入してください。
- 4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2－2－4を提出してください。
- 6 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)を提出してください。
- 7 変更箇所について、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。)。

収 支 変 更 等 計 画 書

1 収 入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

2 支 出

単位：円

事業区分	予 算 額	備 考
計		

(注) 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）とを対比し、記入してください（変更のない箇所は、対比する必要はありません。）。

3 添付資料

変更内容の分かる資料（図面、見積書等）

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名
(市町村以外の補助事業者にあつては住所も記入してください。)

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	事業主体	計 画		月 日現在出来高		進捗率 B／A
		事業費	県補助金(A)	事業費	県補助金(B)	
						%
計						

(注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。
2 パーセントは、整数止めとし、端数を切り上げてください。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください。）

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました 年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金について、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

単位：円

事業区分	事業主体	事業費	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	今回請求額	月 日 までの予定出来高		補助金残額	備 考
						事業費	補助金 相当額		
						%			
計									

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金実績報告書
(※別表第1の事業区分1・2・4・5を記入)

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績

(1)総 括

単位:円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業区分」欄は、別表第1の事業区分を記入してください。

2 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合はリース事業費の総額（消費税額を含めた額）としてください。

3 「補助対象経費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。ただし、林業機械のリースの場合は、リース事業費のうちリース対象物件の取得に要する経費から残存価格を引いたものとしてください。

4 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。

(2) 事業の内訳

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		受益 戸数	備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日		
	計														
	計														
合 計															

- (注)
- 1 「事業主体」毎に集計してください。
 - 2 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄及び「受益戸数」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
 - 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格、建物の構造等について記入してください。
なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙5－1－1を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格日を記入してください。
 - 5 事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けた場合は「公庫資金」欄に記入してください。なお、申請時から変更があった場合は別紙5－1－2を添付してください。
 - 6 「受益者戸数」欄は、事業計画書の受益者戸数を記入してください。
 - 7 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙5－1－3を提出してください。
 - 8 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

(3) 附帯事務費

ア 経費の内訳

単位：円

区 分	所 要 経 費	事 業 内 容
計		

イ 経費の区分

単位：円

経 費 区 分	事 業 費	負 担 区 分		積 算 の 基 礎
		県 補 助 金	市 町 村 費	
計				

(注)附帯事務費がある場合のみ添付してください。

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
事 業 費				
計				

(3) 収支精算

単位:円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

4 添付資料

- (1) 契約書、納品書、請求書、伝票等(金額を確認することができる書類の写し)
- (2) 市町村が補助事業者の場合は、検査調書及び検査写真
- (3) 高性能林業機械の導入及び林業機械のリースについては完成写真

(注)

- 1 事業完了年月日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
3 担保施設の概要 (1) 名称 (施設名) (2) 所在地 (3) 構造、規模等 (4) 総事業費及び負担区分	
4 借入れの概要 (1) 借入先 (2) 制度融資名 (3) 資金区分 (4) 借入額 (5) 償還期間 (6) 債務保証	
5 その他参考となる事項 (1) 償還予定表 (2) 利用する制度融資のパンフレット等	

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合 計									

(注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。

2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。

3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。

5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。

6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

年 月 日

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者 氏 名

（名称及び代表者の職・氏名を記入してください。）

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金実績報告書
（ 新規参入者への導入等支援 ）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙5－2－1のとおり）
- 2 収支精算書（別紙5－2－2のとおり）
- 3 事業完了年月日 年 月 日

1 事業の内容及び経費の配分

単位：円

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量	単価	事業費 (消費税込み)	補助対象経費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
									県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 年月日	しゅん工 年月日	
新規参入者への 導入等支援														
合 計														

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。
- 2 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙5－2－3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 3 「市町村費」欄は、市町村から別途補助金等の交付がある場合に記入してください。
- 4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙5－2－4を提出してください。
- 6 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

収 支 精 算 書

1 収 入

単位：円

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引き増減額 (B) - (A)	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

2 支 出

単位：円

事業区分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引き増減額 (B) - (A)	備 考
計				

3 県補助金精算

単位：円

補助金交付 決 定 額	精算事業費 総 額	補助率	精算補助金額 (A)	既受領補助金額 (B)	差引き補助金 未 受 領 額 (A) - (B)

4 添付資料

- (1) 契約書、納品書、請求書、伝票等(金額を確認することができる書類の写し)
- (2) 完成写真

事業区分		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合 計									

(注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。

2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。

3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。

4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。

5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。

6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名
(市町村以外の補助事業者にあつては
住所も記入してください。)

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては
住所も記入してください。）

年度高知県高性能林業機械等整備事業交付決定前着手届

下記の計画に基づく当該事業について、条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいの
で、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 計画名
- 2 事業メニュー及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体
- 5 着手予定年月日
- 6 しゅん工予定年月日
- 7 交付の決定前の着手を必要とする理由

条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該施策については、着手からの補助金の交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も
記入してください。）

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙 8－1 に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|-------------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円（国費 円） |
| 3 | 年度 事業変更計画書 | 別紙 8－2 のとおり |
| 4 | 年度 事業支出決算見込み書 | 別紙 8－3 のとおり |
| 5 | 変更比較工程表 | 別紙 8－4 のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 年 月 日 |

（注）添付書類

- （1）請負契約書（写し）
- （2）その他関係書類

別紙 8－1 繰越理由書

事業区分	事業概要	繰越前計画	事由

- (注) 1 「事業概要」欄は、「工種又は施設区分」及び「事業量」を記入してください。
- 2 「繰越前計画」欄は、着手日予定日及びしゅん工予定日を記入するものとし、設計積算、工事、地元調整等別に記入してください。
- 3 「事由」欄は、次に該当する事由を記入するとともに、具体的な内容を記入してください。
- ア 計画に関する諸条件
 - イ 設計に関する諸条件
 - ウ 気象の関係
 - エ 用地の関係
 - オ 補償処理の困難
 - カ 資材の入手難
 - キ 試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
 - ク アからキまでに掲げるもの以外のもの

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	事業主体	事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
2 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。

(2) 事業の内訳

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	事業主体	施行箇所	工種又は 施設区分	構造規格 又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		受益 戸数	備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日		
	計														
	計														
合 計															

(注) 1 「事業主体」毎に集計してください。

2 「工種又は施設区分」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入し、「経費内訳」欄及び「受益戸数」欄は、事業主体ごとに計のみを記入してください。

3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格、建物の構造等について記入してください。なお、別表第3のうち呼称単位が「式」及び「一」で表示されている物については、別紙8-2-1により、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。

4 「工期」欄は、別表第3に定める工種又は施設区分呼称単位ごとに記入してください。着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。

5 事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けた場合は「公庫資金」欄に記入してください。なお、申請時から変更があった場合は別紙8-2-2を添付してください。

6 「受益者戸数」欄は、事業計画書の受益者戸数を記入してください。

7 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙8-2-3を提出してください。

8 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

(3) 附帯事務費

(ア) 経費の内訳

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	所 要 経 費	事 業 内 容
計		

(イ) 経費の区分

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

経 費 区 分	事 業 費	負 担 区 分		積 算 の 基 礎
		県 補 助 金	市 町 村 費	
計				

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収入

単位：円 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

(2) 支出

単位：円 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

補助事業者

(注)

- 1 事業完了予定年月日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。
- 2 原本証明は、市町村が補助事業者の場合の記入してください。

事業種目		工種又は施設区分		
施設等区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
3 担保施設の概要 (1) 名称(施設名) (2) 所在地 (3) 構造、規模等 (4) 総事業費及び負担区分	
4 借入れの概要 (1) 借入先 (2) 制度融資名 (3) 資金区分 (4) 借入額 (5) 償還期間 (6) 債務保証	
5 その他参考となる事項 (1) 償還予定表 (2) 利用する制度融資のパンフレット等	

年度高知県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

變更比較工程表

変更後

[illegible]